

平成 21 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 パブ リ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 嶋 秀 紀
(JASDAQ・コード番号 7830)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 木 下 浩
電 話 番 号 052 (653) 3721 (代表)

当社の非上場化のための定款一部変更等及び全部取得条項付普通株式の 取得に関する承認決議ならびに基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 16 日付「当社の非上場化のための定款一部変更等及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 21 年 10 月 16 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）ならびに当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議したところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 21 年 12 月 24 日を基準日として定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式を有する株主（ただし、当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 50,000 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、平成 21 年 9 月 25 日付当社プレスリリース「親会社の異動に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、ビックアイ株式会社（以下「ビックアイ」といいます。）は、平成 21 年 8 月 11 日から平成 21 年 9 月 24 日まで当社の普通株式に対する公開買付けを行い、平成 21 年 9 月 30 日（決済開始日）をもって、当社普通株式の 2,280,691 株（議決権を行使することができる株主の議決権の数 3,939 個（平成 21 年 9 月 30 日現在）に対する所有割合 57.88%）を保有し、ビックアイ及び当社の第二位株主である大嶋秀紀氏（所有株式数 537,900 株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：13.57%）、当社の第三位株主である大嶋小夜子氏（所有株式数：450,000 株、所有割合：11.35%）、当社の第四位株主である大嶋紀元氏（所有株式数：447,000 株、所有割合：11.27%）、当社の第五位株主である後藤由起子氏（所有株式数：60,000 株、所有割合：1.51%）、当社の第七位株主である後藤太郎氏（所有株式数：15,000 株、所有割合：0.38%）の他、大嶋日向子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）、大嶋真理子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）、大嶋麻紗子氏（所有株式数：8,000 株、所有割合：0.20%）（以下大嶋秀紀氏、大嶋紀元氏、大嶋小夜子氏、後藤由起子氏、後藤太郎氏、大嶋日向子氏、大嶋真理子氏、大嶋麻紗子氏を総称して「創業家一族」といいます。）の保有分と併せて 96.22%を保有するに至っております。

記

I. 当社の定款一部変更の内容

当社は、平成 21 年 10 月 16 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得について必要なご承認をいただくための本臨

時株主総会ならびに以下②の内容による当社定款の一部変更について必要なご承認をいただくための本種類株主総会を本日開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別個の種類株式（以下「当社種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設すること。
- ② 上記①による変更後の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が本株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること。
- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①及び②による変更後の定款に基づき、本株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、ビックアイ及び創業家一族を除く全部取得条項付普通株主に対して交付する当社種類株式が 1 株未満の端数となるように、当社種類株式を交付することにより、ビックアイ及び創業家一族のみが当社の株主となるようにすること。

II. 当社の定款一部変更（定款一部変更の件 I）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件 I 及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました（本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 21 年 10 月 16 日付当社プレスリリースの「第 1. 当社の定款の一部変更（定款一部変更の件 I 及び II）」の「1. 定款一部変更の件 I」に記載のとおりです。）。

2. 定款変更の効力発生

定款一部変更の件 I に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に生じております。

III. 当社の定款一部変更（定款一部変更の件 II）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件 II 及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案ならびに本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第 2 号議案ならびに本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成 21 年 10 月 16 日付当社プレスリリースの「第 1. 当社の定款の一部変更（定款一部変更の件 I 及び II）」の「2. 定款一部変更の件 II」に記載のとおりです。）。

2. 定款変更の効力発生

定款一部変更の件 II に係る定款変更の効力は、本株主総会における承認可決をもって平成 21 年 12 月 25 日に生じます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 21 年 10 月 16 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第 171 条ならびに定款一部変更の件 I 及び定款一部変更の件 II による変更後の定款に基づき、上記の取得対価としては、定款一部変更の件 I における定款変更により設けられる A 種類株式とし、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付する当社 A 種類株式の数は、ビックアイ及び創業家一族を除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当社 A 種類株式の数が 1 株未満となるように、50,000 分の 1 株の割合をもって割り当てます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本株主総会における承認可決をもって、定款一部変更の件 I 及び定款一部変更の件 II に係る定款変更の効力が発生することを条件として、平成 21 年 12 月 25 日に生じます。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、当社は、上記のとおり本日開催の取締役会において基準日として定めた平成 21 年 12 月 24 日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株主の株主様（当社を除きます。）の有する全部取得条項付普通株式の全てを取得し、これと引換えに、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき当社 A 種種類株式を 50,000 分の 1 株の割合をもって割り当てます。

この結果、ビックアイ及び創業家一族以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

当社では、全部取得条項付普通株式取得の効力が生じた場合、株主様に交付されることとなる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項に基づき、裁判所の許可を得てビックアイに対して売却すること、または会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に 225 円（ビックアイが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

V. 全部取得条項付普通株式の取得に関する今後の日程の概略（予定）

整理銘柄指定	平成 21 年 11 月 19 日（木）
全部取得条項付普通株式取得の基準日設定公告及び全部取得条項に係る定款一部変更の公告	12 月 4 日（木）
当社普通株式の最終売買日	12 月 18 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	12 月 19 日（土）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日	12 月 24 日（木）
定款一部変更の件Ⅱに係る定款変更の効力発生日ならびに全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の効力発生日	12 月 25 日（金）

上記一部定款変更等の結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 12 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。なお、全部取得条項付普通株主様に対して当社が交付する A 種種類株式会社については、ジャスダック証券取引所に対する上場申請は行いません。

以 上